

(別記様式第1号)

計画作成年度	平成30年度
計画主体	兵庫県小野市

## 小野市鳥獣被害防止計画

### <連絡先>

担当部署名 小野市地域振興部産業創造課  
所在地 小野市王子町 806-1  
電話番号 0794-63-1928  
FAX番号 0794-63-2614  
メールアドレス sangyo@city.ono.hyogo.jp

- (注) 1 共同で作成する場合は、すべての計画主体を掲げるとともに、代表となる計画主体には(代表)と記入する。
- 2 被害防止計画の作成に当たっては、別添留意事項を参照の上、記入等すること。

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ・ニホンジカ・アライグマ・ ヌートリア・カラス・カワウ
計画期間	平成31年度～平成33年度
対象地域	小野市全域

(注) 1 計画期間は、3年程度とする。

2 対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画作成する全ての市町村名を記入する。

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状 (平成29年度)

鳥獣の種類	被害の現状		
	品目	被害数値	
		面積 (ha)	金額 (千円)
イノシシ	水稲	4.8	4,980
アライグマ	野菜、果樹	0.3	407
ヌートリア	水稲	0.03	36
カラス	野菜	0	0

(注) 主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積 (被害面積については、水産業に係る被害を除く。)等を記入する。

(2) 被害の傾向

○イノシシ

主に森林やゴルフ場周辺の田畑で水稲を食害するとともに踏み荒らされるなどの被害が発生している。また、ミミズを食べるために田畑の畦畔、水路、ゴルフ場や公園の芝を掘り起こすなど農作物以外へ被害を及ぼす事例も多発している。被害地域については、森林を有する集落全般へと拡大傾向にある。

○ニホンジカ

平成26年度に河合地区において、兵庫県森林動物研究センター等とともに生息状況調査を行った結果、ニホンジカの生息が確認された。防護柵等の整備が進んでいる加西市方面より侵入していると予想される。現在被害は報告されていないが、今後、生息域が拡大し水稲等の被害が発生する恐れがある。

○アライグマ

平成16年頃より生息が確認され、その後急速に生息域が広がり、被

害が市内全域に及んでいる。すいか、いちご等の野菜、果樹を中心に農作物の食害が年間を通して発生している。また、春から初夏の繁殖期には、家屋に侵入したアライグマが、天井裏に棲みつき、子育てを行い、糞尿による被害が多発している。

○ヌートリア

主に河川、ため池付近の田畑で、水稻やすいか等の野菜の食害、池の堤防に巣穴をあける等被害が発生している。

○カラス

主に下東条、河合地区の田畑において、すいか、トマト等の野菜や果樹の食害、牧場の家畜の餌の食害が発生している。

○カワウ

加古川上流において、加古川漁業協同組合が放流しているアユ等の被害が出ている。今後、被害が加古川下流へ拡大する恐れがある。

- (注) 1 近年の被害の傾向（生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、被害地域の増減傾向等）等について記入する。  
2 被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（平成29年度）		目標値（平成33年度）	
	面積（ha）	被害額（千円）	面積（ha）	被害額（千円）
イノシシ	4.8	4,980	3.4	3,486
アライグマ	0.3	407	0.2	285
ヌートリア	0.03	36	0.02	25
カラス	0	0	0	0

- (注) 1 被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。  
2 複数の指標を目標として設定することも可能。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	○イノシシ・カラス 【捕獲体制】 （一社）兵庫県猟友会小野支部（以下「猟友会」という。）	○イノシシ 捕獲数は増加傾向にあり、被害は拡大している。また、イノシシの行動範囲が広いため、被害エリ

	<p>）と委託契約を行い、有害鳥獣捕獲隊（15名）を編成し、捕獲要望に基づき、捕獲活動などを実施している。</p> <p><b>【捕獲機材】</b> イノシシについては、主にくり罠を使用し、カラスについては、銃器を使用している。</p> <p><b>【処理方法】</b> 埋設又は焼却処分を行っている。</p> <p>○アライグマ・ヌートリア</p> <p><b>【捕獲体制】</b> 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律に基づき、「小野市アライグマ等防除実施計画」を平成22年度に策定し、猟友会を中心とした捕獲体制により捕獲活動を実施している。</p> <p><b>【捕獲機材】</b> 国庫補助事業を活用し、箱罠を購入している。箱罠は、捕獲隊に貸出している。</p> <p><b>【処理方法】</b> 炭酸ガスによる安楽死のうえ、焼却処分を行っている。</p>	<p>アを絞り込むことが難しく、罠の設置する場所の特定が困難である。</p> <p>○カラス 銃器での捕獲が、地域の情勢、近隣住民とのトラブル等の懸念により困難な状況となっている。 被害は減少傾向にあるが、防鳥ネット等の対策が進んでいない。</p> <p>○アライグマ 捕獲数は、100頭～150頭で推移しているが、被害が減っていない状況である。また、住宅等に侵入し、糞尿等の被害が発生しているため、対応策を住民に周知する必要がある。</p>
<p>防護柵の設置等に関する取組</p>	<p>国庫補助事業を活用し、被害状況、設置要望に基づいて防護柵の設置を行っている。</p> <p><b>【設置・管理】</b> 各自治会で設置・管理を行っている。</p>	<p>国庫補助金を活用して、防護柵の設置を行っているが、要望をすべて満たせていないため、効果的な場所に柵の設置をしなければならぬ。しかしながら、被害箇所が拡大しており、選定が難しい状況である。</p>

- (注) 1 計画対象地域における、直近3ヶ年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。
- 2 「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。
- 3 「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・管理、緩衝帯の設置、追上げ・追払い活動、放任果樹の除去等について記入する。

#### (5) 今後の取組方針

##### ○捕獲体制の強化

猟友会と委託契約を行い、有害鳥獣捕獲隊を編成し、捕獲活動を実施する。また、箱わな等捕獲機材を増設することにより、捕獲体制の強化を図る。一斉に捕獲活動を行ったほうが効果的な場合は、近隣市の捕獲隊と連携して捕獲活動を実施する。さらに、狩猟免許取得に係る経費を市が補助し、広報誌、HP等でPRすることにより、捕獲隊員の増員を図る。

##### ○防護柵の設置

県、市、集落、地域住民等が連携し、被害地域において、加害する鳥獣の習性、防除効率、経費とのバランスを考慮しつつ、効果的な防護柵の設置を行う。なお、防護柵の設置に当たっては、国庫補助事業や県単独事業、市単独事業などの各種助成制度などを活用し、集落単位での取り組みを進めていく。

##### ○獣害に強い集落環境づくり

市や集落、地域住民による耕作放棄地や里山の整備などと併せ、ゴミや農作物を放棄しないなど地域での取り組みを徹底することにより、野生鳥獣が近寄りにくい集落環境づくりに努める。

- (注) 被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。

### 3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

#### (1) 対象鳥獣の捕獲体制

##### 【イノシシ・ニホンジカ・カラス・カワウ】

猟友会と有害鳥獣捕獲業務委託契約を行い、有害鳥獣捕獲隊を編成し、捕獲要望に基づき、市・地域住民の連携により捕獲活動を実施する。

##### 【アライグマ・ヌートリア】

猟友会と特定外来生物捕獲業務委託契約を行い、「小野市アライグマ

等防除実施計画」に基づく捕獲班を編成し、市・地域住民の連携により捕獲活動を実施する。

- (注) 1 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者団体への委託等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。
- 2 対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容	
平成31～33年度	イノシシ ニホンジカ	【捕獲機材の導入】 毎年被害が発生している箇所については、箱罠を導入する。 生息状況等を把握するため、カメラ等を導入する。	【担い手の育成・確保】 狩猟免許取得に係る経費を助成し、捕獲隊員の確保を図る。また、HP、広報誌等で狩猟免許取得を呼び掛け、確保を図る。
	カラス カワウ		
	アライグマ ヌートリア	【捕獲機材の導入】 小型獣用箱罠を増設する。	

- (注) 捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入する。

### (3) 対象鳥獣の捕獲計画

#### 捕獲計画数等の設定の考え方

##### ○イノシシ

被害エリアが拡大している状況にあり、捕獲数については、平成27年度から平成30年度の10月末までの平均捕獲数が26頭と、捕獲計画数20頭を上回っている。また、平成30年度10月末までの捕獲数についても34頭であることから、捕獲計画数を平成27年度から平成30年度の10月末までの平均捕獲数の150%程度の40頭/年とした。

##### ○ニホンジカ

ニホンジカによる被害報告は、現状ない。しかし、平成27年において1頭捕獲していることから、今後被害が発生する恐れがある。生息数は不明であるが、平成26年度に河合地区において、兵庫県森林動物研究センター等とともに生息状況調査を行った結果、ニホンジカの生息が確認されたため、捕獲計画数を3頭/年とした。

##### ○アライグマ

平成27年度から平成30年度の10月末までの平均で約136頭捕獲しているが、被害や目撃情報は減少していないことから、生息数は変化していないまたは、増加していると考えられる。アライグマの根絶を目指すため、可能な限り捕獲することとし、捕獲計画数は平均捕獲数の120%程度の160頭/年とした。

##### ○ヌートリア

平成27年度から平成30年度の10月末までの平均捕獲数約14頭である。また、平成28、29年度の捕獲数24頭から、平成27年度10月末時点では1頭と捕獲数は減少しているが、目撃情報等を考慮すると、生息数は減少していないと考えられる。ヌートリアの根絶を目指すため、可能な限り捕獲することとし、捕獲計画数は前年度までの捕獲計画数と同数の20頭/年とした。

##### ○カラス

依然として被害の報告があるが、地域の情勢等により従来の銃器による捕獲が困難となっている。他の代替手段が求められるが、捕獲効率は落ちると考えられることから、捕獲計画数を平均捕獲数と同程度の70羽/年とした。

##### ○カワウ

被害については、不明であるが、群れでの生息を確認している。また、捕獲の実績がないため、兵庫県の捕獲実績を参考に平均捕獲数の20%程度の10羽/年を捕獲計画数とした。

(参照) 兵庫県カワウ有害捕獲数 (羽)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平均捕獲数
カワウ	23	50	109	60.7

(参考) 有害鳥獣及び特定外来生物捕獲数 (頭・羽)

対象鳥獣	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度 10月末まで	平均捕獲数
イノシシ	14	35	21	34	26
ニホンジカ	1	0	0	0	0.25
アライグマ	139	147	124	135	136.25
ヌートリア	7	24	24	1	14
カラス	258	30	0	0	72

(注) 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について記入する。

(頭・羽)

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	平成31年度	平成32年度	平成33年度
イノシシ	40	40	40
シカ	3	3	3
アライグマ	160頭以上 可能な限り	160頭以上 可能な限り	160頭以上 可能な限り
ヌートリア	20頭以上 可能な限り	20頭以上 可能な限り	20頭以上 可能な限り
カラス	70	70	70



カワウ	10	10	10
-----	----	----	----

(注) 対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

<p><b>捕獲等の取組内容</b></p> <p>○イノシシ・ニホンジカ 被害集落からの要望、過去に捕獲した場所や被害場所を考慮して、罠を設置する。また、防護柵の設置を進め、鳥獣の行動範囲を限定させることで、効果的な捕獲を行う。 捕獲の実施予定時期については、年間を通して行う。</p> <p>○アライグマ・ヌートリア 年間を通じて、箱罠による捕獲を行う。特に出産前の4・5月とスイカ・ブドウ・イチゴなどの収穫期は強化して行うとともに、市内の畑・水辺の生息が確認または予想される場所で行う。</p> <p>○カラス・カワウ 銃器により捕獲を行う。銃器による捕獲が困難な場所については、箱罠により捕獲を行う。捕獲時期や場所については、被害集落からの要望に基づいて現地を調査した上で決定し、捕獲を行う。</p>
--

- (注) 1 わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。  
2 捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

#### (4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣

- (注) 1 都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号。以下「法」という。）第4条第3項）。  
2 対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、該当する全ての市町村名を記入する。

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	平成31年度	平成32年度	平成33年度
イノシシ シカ	ワイヤーメッシュ柵 (H=1.2m L=2m) L=17,000m	ワイヤーメッシュ柵 (H=1.2m L=2m) L=20,000m	ワイヤーメッシュ柵 (H=1.2m L=2m) L=20,000m

- (注) 1 設置する柵の種類、設置規模等について記入する。  
2 侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

(2) その他被害防止に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
平成31～ 33年度	イノシシ アライグマ ヌートリア カラス	設置した侵入防護柵の管理については、地元農会で適切に行う。未設置の地域については、国県等の事業紹介、調整に努め、事業を実施する。 鳥獣の隠れ場所となる周辺林地や耕作放棄田の刈り払い、ゴミや農作物を放棄しない、放任果樹の除去などの地域での取り組みに関して市が集落に指導し、徹底させることにより、野生鳥獣が近寄りにくい集落環境づくりに努める。

- (注) 侵入防止柵の管理、緩衝帯の設置、里地里山の整備、追上げ・追払い活動、放任果樹の除去等について記入する。

5. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

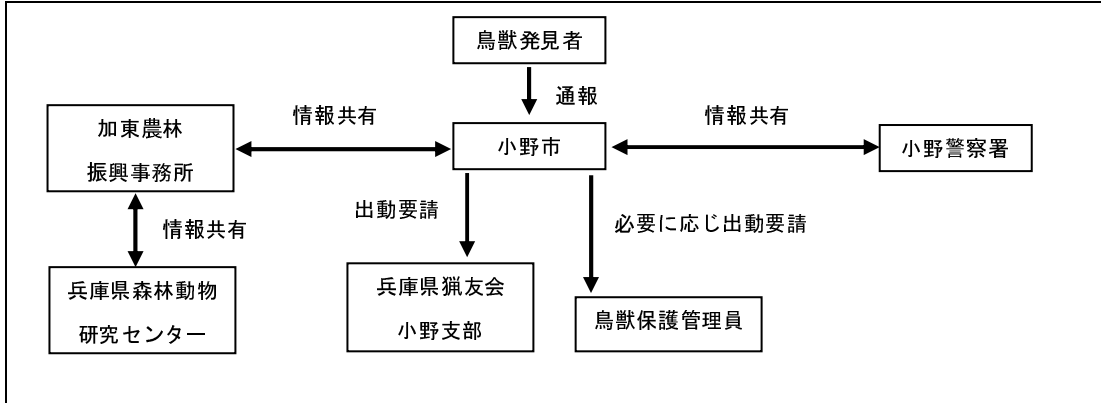
(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
小野市	現地調査、猟友会へ捕獲依頼、関係機関へ連絡、住民への周知
兵庫県猟友会小野支部	有害鳥獣の捕獲、追い払い等
鳥獣保護管理員	有害鳥獣の捕獲、追い払い等
小野警察署	住民の生命と身体の安全確保、情報の共有、住民への周知
兵庫県加東農林振興事務所	関係機関への連絡、技術提供と支援、情報の共有
兵庫県森林動物研究センター	技術提供と支援、情報の共有

- (注) 1 関係機関等には、都道府県、警察、市町村、鳥獣被害対策実施隊、猟友会等の名称を記入する。

- 2 役割欄には、緊急時又は平常時において、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
- 3 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関して、規程等を作成している場合は添付する。

(2) 緊急時の連絡体制



(注) 緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法等をフロー図等により記入する。

6. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	小野市鳥獣被害防止対策協議会
--------	----------------

構成機関の名称	役割
小野市	協議会の運営全般
(一社)兵庫県猟友会小野支部	捕獲に関する指導及び実施
農会長会	被害状況の把握、捕獲協力
小野市農業委員会	被害状況の把握
小野加東広域事務組合	被害状況の把握、被害への補償対応
兵庫県加東農林振興事務所	捕獲専門家チームの派遣、ストップ・ザ・獣害事業の推進

(注) 1 関係機関等で構成する協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。

- 2 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
兵庫県加西農業改良普及センター	農作物被害の防除に対する技術的助言
兵庫県森林動物研究センター	有害鳥獣の生態等についての情報提供

兵庫みらい農業協同組合	農作物被害の防除に対する技術的助言
-------------	-------------------

- (注) 1 関係機関欄には、協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
- 3 協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

小野市地域振興部産業創造課職員 7名
--------------------

- (注) 法第9条に基づく鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、その規模、構成等を記入するとともに、実施体制がわかる体制図等があれば添付する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

当該計画の対象鳥獣以外の鳥獣による被害が多発するなど、当該計画が新たな状況に対応できなくなった場合は、関係機関と協議して計画を見直し、効果的な対策の実施に努める。
---

- (注) その他被害防止施策の実施体制に関する事項について記載する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

<p>○イノシシ・ニホンジカ 可能な限り食肉としての利活用を図る。そのような処理が不可能な場合は、捕獲現場での埋設又は処理施設での焼却処分とする。</p> <p>○アライグマ・ヌートリア 炭酸ガスにより安楽死のうえ、処理施設での焼却処分とする。</p> <p>○カラス・カワウ 処理施設での焼却処分とする。</p>
---

- (注) 肉としての利活用、鳥獣の保護管理に関する学術研究への利用、適切な処理施設での焼却、捕獲現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記入する。

## 8. 森林に係る鳥獣害の防止に関する事項

### (1) 鳥獣害防止森林区域及び当該区域における鳥獣害の防止の方法等

#### ① 区域の設定

##### I 区域の対象とする鳥獣

対象鳥獣はシカとし、鳥獣害防止森林区域を別表3に定めるものとする。

なお、区域は林班を単位とする。

##### II 鳥獣害防止森林区域の設定

区域の設定の対象とする森林は、対象となる鳥獣による食害や剥皮等の被害がある森林又はそれら被害がある森林の周辺に位置し、被害発生のおそれがあるなど、鳥獣による被害を防止するための措置を実施すべき森林のうち、人工林であるものを基本とするが、地域における森林資源の状況に応じて、天然林も含める。なお、区域は林班を単位とする。

【別表3】

対象鳥獣の種類	森林の区域（林班）	面積（ha）
ニホンジカ	10	66.1

#### ② 鳥獣害防止の方法

次のア又はイに掲げる鳥獣害防止対策を、地域の実情に応じ単独又は組み合わせて行うこととする。

また、その被害対策は特に人工植栽が予定されている森林を中心に行うこととする。

なお、アに掲げる防護柵については、改良等を行いながら被害防止効果の発揮を図るよう努め、鳥獣害防止対策の実施に当たっては、鳥獣保護管理施策や農業被害対策等と連携・調整するよう努めることとする。

##### ア 植栽木の保護措置

防護柵の設置又は維持管理、幼齢木保護具の設置、剥皮防止帯設置、現地調査等による森林のモニタリングの実施等。

##### イ 捕獲

わな捕獲（ドロップネット、くくりわな、囲いわな、箱わな等によるものいう。）、誘引狙撃等の銃器による捕獲等の実施。

(2) その他必要な事項

鳥獣害の防止の方法の実施状況を確認する方法については、植栽木の保護措置の実施箇所への調査・巡回等に努めるものとする。鳥獣害の防止の方法が実施されていない場合には森林所有者等に対する助言・指導を通じて鳥獣害の防止を図る。

また、市町は必要に応じて各種会議での情報交換、区域内で森林施業を行う林業事業体や森林所有者からの情報収集等を行うものとする。

9. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

協議会、関係機関が連携して情報の共有化と防止対策の普及啓発を行う。また、協議会構成員、関係機関職員、地域住民の研修に努め、捕獲活動の方法や住民への安全性の確保を行うための知識や技術の向上を図る。

(注) その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。